

(案)

社会福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて

目次

I	新たな教育カリキュラム等の内容	P2
II	教員	P62
III	施設設備	P74
IV	実習・演習	P84
V	通信課程	P98
VI	情報公開	P106
VII	国家試験の受験資格における実務経験の範囲	P112
VIII	転入学等の取扱い	P118
IX	施行期日	P120

I 新たな教育カリキュラム等の内容 (実習・演習を除く。)

I —① 新たな教育カリキュラム

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

等を適切に果たしていくことが求められている。

2. 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関する関連サービスに關わる基礎的知識

- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

等を実践的に教育していく必要がある。

3. 以上を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から以下のような観点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の **1年以上** という修業年限を前提としつつ、**新たな分野の追加等**により、**1,200時間**まで充実を図る。
- 短期養成施設については、現行の **6月以上** という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、**660時間**まで充実を図る。

【教育カリキュラムの構成】

- 教育カリキュラムの構成は、

- ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ④ 「サービスに関する知識」
- ⑤ 「実習・演習」

の科目群からなるものとする。

- なお、

- ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」及び「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」については、社会福祉士に求められる知識及び技術のうち、**主に2の①、③、④及び⑥に対応するものとして**、
- ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」については、**主に2の④及び⑤に対応するものとして**、
- ・ 「サービスに関する知識」については、**主に2の②に対応するものとして**、
- ・ 「実習・演習」については、他の講義系科目との連動性にも配慮しつつ、**2の①から⑥までの知識及び技術を実践的に習得するものとして**、位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

【教育内容（シラバス）】

- 教育内容（シラバス）については、**国家試験によって社会福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこと**とし、それらについては、**出題基準の中で網羅的に反映させる。**

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、**特に実習・演習に関して教育内容や時間数にはばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。**
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、**一定の読替の範囲を設定する。**

(新たな教育カリキュラムの全体像)

	一般養成施設	短期養成施設	大学等		
			時間	時間	指定科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180h)					科 大 学 等 の う ち 、 一 科 は 目 三
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○	
心理学理論と心理的支援	30		○	○	
社会理論と社会システム	30		○	○	
現代社会と福祉	60	60	○		
社会調査の基礎	30		○	○	
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180 h)					
相談援助の基盤と専門職	60		○	○	
相談援助の理論と方法	120	120	○		
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120 h)					
地域福祉の理論と方法	60	60	○		
福祉行政財政と福祉計画	30		○	○	
福祉サービスの組織と経営	30		○	○	
サービスに関する知識 (300 h)					
社会保障	60		○	○	
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○	
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○	
保健医療サービス	30		○	○	
就労支援サービス	15		○	○	
権利擁護と成年後見制度	30		○	○	
更生保護制度	15		○	○	
実習・演習 (420 h)					
相談援助演習	150	150	○		
相談援助実習指導	90	90	○		
相談援助実習	180	180	○		
合計	1,200	660	22科目	16科目	

科
大
学
等
の
う
ち
、
一
科
は
目
三

科
大
学
等
の
う
ち
、
一
科
は
目
三

(参考) 現行の教育カリキュラム

科目	時間数		大学等	
	一般養成施設	短期養成施設	指定科目	基礎科目
社会福祉原論	60h		○	○
老人福祉論	60h		○	○
障害者福祉論	60h		○	○
児童福祉論	60h		○	○
社会保障論	60h			
公的扶助論	30h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
地域福祉論	30h			
社会福祉援助技術論	120h	120h	○	
社会福祉援助技術演習	120h	120h	○	
社会福祉援助技術現場実習	180h	180h	○	
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	90h	○	
心理学	30h			
社会学	30h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
法学	30h			
医学一般	60h	60h	○	
介護概論	30h	30h	○	
合計	1, 050h	600h	12科目	6科目

I-② シラバスの内容と想定される教育内容の例

※ 時間数については、一般養成施設の場合

1-a 人体の構造と機能及び疾病(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none">心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要について理解する。リハビリテーションの概要について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">① 人の成長・発達② 心身機能と身体構造の概要③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	<ul style="list-style-type: none">○ 身体の成長・発達○ 精神の成長・発達○ 老化○ 人体部位の名称○ 各器官等の構造と機能○ 国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への変遷○ 心身機能と身体構造、活動、参加の概念○ 環境因子と個人因子の概念○ 健康状態と生活機能低下の概念	<ul style="list-style-type: none">頭部、頸部、胸部、背部、腹部、四肢、体幹、脊柱、血管その他血液、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、支持運動器官、内分泌器官、神経系、感覚器、皮膚、生殖器その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 健康の捉え方</p> <p>⑤ 疾病と障害の概要</p> <p>⑥ リハビリテーションの概要</p>	<input type="radio"/> 健康の概念 <input type="radio"/> 疾病の概要 <input type="radio"/> 障害の概要 <input type="radio"/> 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV)の概要 <input type="radio"/> リハビリテーションの概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> WHO憲章による健康の定義 他の定義 悪性腫瘍、生活習慣病、感染症、神経・精神疾患、先天性・精神疾患、難病 その他 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害、精神障害 その他 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV) その他 リハビリテーションの定義、目的、対象、方法 その他

1-b 心理学理論と心理的支援(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ・ 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 ・ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ・ 心理的支援の方法と実際について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	<p>① 人の心理学的理解</p> <p>② 人の成長・発達と心理</p> <p>③ 日常生活と心の健康</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心と脳 ○ 情動・情緒 ○ 欲求・動機づけと行動 ○ 感覚・知覚・認知 ○ 学習・記憶・思考 ○ 知能・創造性 ○ 人格・性格 ○ 集団 ○ 適応 ○ 人と環境 ○ 発達の概念 ○ ストレスとストレッサー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の定義、発達段階、発達課題、生涯発達心理、アタッチメント、アイデンティティ ・ 喪失体験 ・ その他 ・ ストレッサー ・ コーピング ・ ストレス症状(うつ症状、アルコール依存、燃え尽き症候群(バーンアウト)を含む。) ・ ストレスマネジメント ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 心理的支援の方法と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心理検査の概要 ○ カウンセリングの概念と範囲 ○ カウンセリングとソーシャルワークとの関係 ○ 心理療法の概要と実際(心理専門職を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人格検査、発達検査、知能検査、適性検査 ・ その他 ・ カウンセリングの目的、対象、方法 ・ ピアカウンセリングの目的、方法 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神分析、遊戯療法、行動療法、家族療法、ブリーフ・サイコセラピー、心理劇、動作療法、SST(生活技能訓練) ・ 臨床心理士 ・ その他

1-c 社会理論と社会システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ・生活について理解する。 ・人と社会の関係について理解する。 ・社会問題について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	① 現代社会の理解	<input type="radio"/> 社会システム <input type="radio"/> 法と社会システム <input type="radio"/> 経済と社会システム <input type="radio"/> 社会変動 <input type="radio"/> 人口 <input type="radio"/> 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・法と社会規範 ・法と社会秩序 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・市場の概念 ・交換の概念 ・労働の概念 ・就業形態 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・社会変動の概念、近代化、産業化、情報化 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・人口の概念、人口構造、人口問題、少子高齢化 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の概念、コミュニティの概念、都市化と地域社会、過疎化と地域社会、地域社会の集団・組織 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<input type="radio"/> 社会集団及び組織 <input type="radio"/> 家族 <input type="radio"/> 生活の捉え方 <input type="radio"/> 社会関係と社会的孤立 <input type="radio"/> 社会的行为 <input type="radio"/> 社会的役割 <input type="radio"/> 社会的ジレンマ <input type="radio"/> 社会問題の捉え方 <input type="radio"/> 具体的な社会問題	<ul style="list-style-type: none"> 社会集団の概念、第一次集団、第二次集団、ゲゼルシャフト、ゲマインシャフト、アソシエーション、組織の概念、官僚制 その他 <ul style="list-style-type: none"> 家族の概念、家族の変容、家族の構造や形態、家族の機能 世帯の概念 その他 <ul style="list-style-type: none"> ライフステージ 生活時間 消費 生活様式、ライフスタイル 生活の質 その他 <ul style="list-style-type: none"> 社会病理、逸脱 その他 <ul style="list-style-type: none"> 差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊 その他 	
<input type="radio"/> ② 生活の理解 <input type="radio"/> ③ 人と社会の関係 <input type="radio"/> ④ 社会問題の理解			

1-d 現代社会と福祉(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ・ 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ・ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ・ 福祉政策の課題について理解する。 ・ 福祉政策の構成要素(福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉政策と関連政策(教育政策、住宅政策、労働政策を含む。)の関係について理解する。 ・ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。 	<p>① 現代社会における福祉制度と福祉政策</p> <p>② 福祉の原理をめぐる理論と哲学</p> <p>③ 福祉制度の発達過程</p> <p>④ 福祉政策におけるニーズと資源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉制度の概念と理念 ○ 福祉政策の概念と理念 ○ 福祉制度と福祉政策の関係 ○ 福祉政策と政治の関係 ○ 福祉政策の主体と対象 ○ 福祉の原理をめぐる理論 ○ 福祉の原理をめぐる哲学と倫理 ○ 前近代社会と福祉 ○ 近代社会と福祉 ○ 現代社会と福祉 ○ 需要とニーズの概念 ○ 資源の概念
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 救貧法、慈善事業、博愛事業、相互扶助 ・ その他 ・ 第二次世界大戦後の窮乏社会と福祉、経済成長と福祉 ・ その他 ・ 新自由主義、ポスト産業社会、グローバル化、リスク社会、福祉多元主義 ・ その他 ・ 需要の定義、ニーズの定義 ・ その他 ・ 資源の定義 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑤ 福祉政策の課題</p> <p>⑥ 福祉政策の構成要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉政策と社会問題 ○ 福祉政策の現代的課題 ○ 福祉政策の課題と国際比較 (国際動向を含む。) ○ 福祉政策の論点 ○ 福祉政策における政府の役割 ○ 福祉政策における市場の役割 ○ 福祉政策における国民の役割 ○ 福祉政策の手法と政策決定過程と政策評価 ○ 福祉供給部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困、孤独、失業、要援護(児童、老齢、障害、寡婦)、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク ・ その他 ・ 社会的包摂、社会連帯、セーフティネット ・ その他 ・ 効率性と公平性、必要と資源、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択とパターナリズム、参加とエンパワーメント、ジェンダー、福祉政策の視座 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		<input type="radio"/> 福祉供給過程 <input type="radio"/> 福祉利用過程 <input type="radio"/> ⑦ 福祉政策と関連政策 <input type="radio"/> ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公私(民)関係、再分配、割当、行財政、計画 ・ その他 ・ スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ ・ その他
		<input type="radio"/> 福祉政策と教育政策 <input type="radio"/> 福祉政策と住宅政策 <input type="radio"/> 福祉政策と労働政策 <input type="radio"/> 福祉供給の政策過程と実施過程	

1-e 社会調査の基礎(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 ・統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ・量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。 	<p>① 社会調査の意義と目的</p> <p>② 統計法</p> <p>③ 社会調査における倫理</p> <p>④ 社会調査における個人情報保護</p> <p>⑤ 量的調査の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会調査の意義と目的 ○ 社会調査の対象 ○ 統計法の概要 ○ 社会調査における倫理 ○ 社会調査における個人情報保護 ○ 全数調査と標本調査 ○ 横断調査と縦断調査 ○ 自計式調査と他計式調査 ○ 測定 ○ 質問紙の作成方法と留意点 ○ 調査票の配布と回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・母集団、標本、標本抽出 ・その他 ・測定の水準、測定の信頼性と妥当性 ・その他 ・ダブルバーレル質問、パーソナルな質問とインパーソナルな質問 ・その他 ・訪問面接調査、郵送調査、留め置き調査 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		<input type="radio"/> 量的調査の集計と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディング ・ 単純集計と記述統計、質的データの関連性(クロス集計)、量的データの関連性(散布図、相関と回帰) ・ その他
	⑥ 質的調査の方法	<input type="radio"/> 観察法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非参与観察法、参与観察法、統制的観察法 ・ その他
		<input type="radio"/> 面接法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由面接法、構造化面接、半構造化面接 ・ その他
		<input type="radio"/> 質的調査における記録の方法と留意点	
		<input type="radio"/> 質的調査のデータの整理と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の図表化、グラウンドセオリー・アプローチ ・ その他
	⑦ 社会調査の実施にあたってのITの活用方法		

2-a 相談援助の基盤と専門職(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士の役割(総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む)と意義について理解する。 ・精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ・相談援助の概念と範囲について理解する。 ・相談援助の理念について理解する。 ・相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ・相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ・総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。 	<p>① 社会福祉士の役割と意義</p> <p>② 精神保健福祉士の役割と意義</p> <p>③ 相談援助の概念と範囲</p> <p>④ 相談援助の理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士及び介護福祉士法 ○ 社会福祉士の専門性 ○ 精神保健福祉士法 ○ 精神保健福祉士の専門性 ○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義 ○ ソーシャルワークの形成過程 ○ 人権尊重 ○ 社会正義 ○ 利用者本位 ○ 尊厳の保持 ○ 権利擁護 ○ 自立支援 ○ 社会的包摶 ○ ノーマライゼーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・定義、義務 ・法制度成立の背景 ・法制度見直しの背景 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・定義、義務 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・慈善組織協会 ・セツルメント運動 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑤ 相談援助における権利擁護の意義</p> <p>⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲</p> <p>⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ</p> <p>⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲 ○ 相談援助専門職の概念と範囲 ○ 福祉行政等における専門職 ○ 民間の施設・組織における専門職 ○ 諸外国の動向 ○ 専門職倫理の概念 ○ 倫理綱領 ○ 倫理的ジレンマ ○ ジェネラリストの視点に基く総合的かつ包括的な援助の意義と内容 ○ ジェネラリストの視点に基く多職種連携(チームアプローチ)の意義と内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 ・ その他 ・ 施設長、生活相談員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員 ・ その他 ・ 社団法人日本社会福祉士会倫理綱領、その他職能団体の倫理綱領、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領 ・ その他

2-b 相談援助の理論と方法(120時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 ・相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 ・相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する(介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者自立支援法によるサービス利用計画についての理解を含む。) ・相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 ・相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)について理解する。 	<p>① 人と環境の交互作用</p> <p>② 相談援助の対象</p> <p>③ 様々な実践モデルとアプローチ</p> <p>④ 相談援助の過程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム理論 ○ 相談援助の対象の概念と範囲 ○ 治療モデル ○ 生活モデル ○ ストレングスモデル ○ 心理社会的アプローチ ○ 機能的アプローチ ○ 問題解決アプローチ ○ 課題中心アプローチ ○ 危機介入アプローチ ○ 行動変容アプローチ ○ エンパワメントアプローチ ○ 受理面接(インテーク) ○ 事前評価(アセスメント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般システム理論、サイバнетイクス、自己組織性 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・インテークの意義、目的、方法、留意点、方法 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの意義、目的、方法、留意点 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		<input type="radio"/> 支援の計画(プランニング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランニングの意義、目的、留意点、方法 ・ 支援方針・内容の説明・同意 ・ 介護予防サービス計画 ・ 居宅サービス計画 ・ 施設サービス計画 ・ サービス利用計画 ・ その他
		<input type="radio"/> 支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の意義、目的、方法、留意点 ・ その他
		<input type="radio"/> 経過観察(モニタリング)と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングと評価の意義、目的、留意点、方法 ・ その他
		<input type="radio"/> 支援の終結と効果測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の終結と効果測定の目的、留意点、方法 ・ その他
		<input type="radio"/> アフターケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフターケアの目的、留意点、方法 ・ その他
⑤ 相談援助における援助関係		<input type="radio"/> 援助関係の意義と概念	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションとラポール、自己覚知 ・ その他
		<input type="radio"/> 援助関係の形成方法	
⑥ 相談援助のための面接技術		<input type="radio"/> 相談援助のための面接技術の意義、目的、方法、留意点	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント ⑧ アウトリーチ ⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発 ⑩ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。) ⑪ 集団を活用した相談援助 ⑫ スーパービジョン ⑬ 記録 ⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点 ⑮ 相談援助における情報通信技術(IT)の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケースマネジメントとケアマネジメントの意義、目的、方法、留意点 ○ アウトリーチの意義、目的、方法、留意点 ○ 社会資源の活用・調整・開発の意義、目的、方法、留意点 ○ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。)の意義、目的、方法、留意点 ○ 家族や近隣その他の者とのネットワーキング、サービス提供者間のネットワーキング、その他 ○ ケア会議の意義と留意点 ○ 集団を活用した相談援助の意義、目的、方法、留意点 ○ グループダイナミックス、自助グループ、その他 ○ スーパービジョンの意義、目的、留意点、方法 ○ 記録の意義、目的、方法、留意点 ○ 個人情報保護法の運用 ○ IT活用の意義と留意点 ○ ITを活用した支援の概要 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑯ 事例分析	○ 事例分析の意義、目的、方法、留意点	
	⑰ 相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)	○ 社会的排除、虐待、家庭内暴力(D.V)、ホームレスなどの危機状態にある事例及び集団に対する相談援助事例(権利擁護活動を含む。)	

3-a 地域福祉の理論と方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の基本的考え方(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)について理解する。 ・ 地域福祉の主体と対象について理解する。 ・ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ・ 地域福祉におけるネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及びその実際について理解する。 ・ 地域福祉の推進方法(ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。)について理解する。 	<p>① 地域福祉の基本的考え方</p> <p>② 地域福祉の主体と対象</p> <p>③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概念と範囲 ○ 地域福祉の理念 ○ 地域福祉の発展過程 ○ 地域福祉における住民参加の意義 ○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義 ○ 地域福祉の主体 ○ 地域福祉の対象 ○ 社会福祉法 ○ 行政組織と民間組織の役割と実際 ○ 専門職や地域住民の役割と実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 ・ その他 ・ 人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・ その他 ・ 地域福祉の推進 ・ その他 ・ 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織、企業、生活協同組合、農業協同組合 ・ その他 ・ 社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポートー、その他の者の役割

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 地域福祉の推進方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。) ○ 地域における社会資源の活用・調整・開発 ○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際 ○ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及び実際 ・ その他 ・ 地域における社会資源の活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他 ・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他 ・ 量的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他 ・ 地域トータルケアシステムに必要な要素 ・ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ・ その他 ・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他 ・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他 	

3-b 福祉行財政と福祉計画(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉行財政の実際について理解する。 ・ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。 	<p>① 福祉行政の実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 市町村の役割 ○ 国と地方の関係 ○ 福祉の財源 ○ 福祉行政の組織及び団体の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定受託事務と自治事務 ・ その他 ・ 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 ・ その他 ・ サービスの実施主体、介護保険制度における保険者 ・ その他 ・ 地方分権の推進 ・ その他 ・ 国の財源 ・ 地方の財源 ・ 保険料財源 ・ 民間の財源 ・ その他 ・ 福祉事務所 ・ 児童相談所 ・ 身体障害者更生相談所 ・ 知的障害者更生相談所 ・ 婦人相談所 ・ 地域包括支援センター ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>○ 福祉行政における専門職の役割</p> <p>② 福祉行財政の動向</p> <p>③ 福祉計画の意義と目的</p> <p>④ 福祉計画の主体と方法</p> <p>⑤ 福祉計画の実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の現業員、査察指導員 ・ 児童福祉司 ・ 身体障害者福祉司 ・ 知的障害者福祉司 ・ その他 	
	<p>○ 福祉計画の意義と目的</p> <p>○ 福祉計画における住民参加の意義</p> <p>○ 福祉行財政と福祉計画の関係</p>		
	<p>○ 福祉計画の主体</p> <p>○ 福祉計画の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 ・ その他 	
	<p>○ 福祉計画の策定過程</p> <p>○ 福祉計画の策定方法と留意点</p> <p>○ 福祉計画の評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題分析と合意形成過程 ・ その他 	

3-c 福祉サービスの組織と経営(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスに係る組織や団体(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など)について理解する。 ・ 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。 ・ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。 	<p>① 福祉サービスに係る組織や団体</p> <p>② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論</p> <p>③ 福祉サービス提供組織の経営と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人制度 ○ 特定非営利活動法人制度 ○ その他の組織や団体 ○ 組織に関する基礎理論 ○ 経営に関する基礎理論 ○ 管理運営に関する基礎理論 ○ 集団の力学に関する基礎理論 ○ リーダーシップに関する基礎理論 ○ 理事会の役割 ○ 財源 ○ 福祉サービス提供組織のコンプライアンスとガバナンス ○ 福祉サービス提供組織における人材の養成と確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、役割、税制、実際 ・ その他 ・ 定義、役割、税制、実際 ・ その他 ・ 医療法人、公益法人、営利法人、市民団体、自治会 ・ その他 ・ 自主財源、寄付金、補助金、介護報酬 ・ その他 ・ 社会福祉事業に従事する者の確保に関する基本的な指針 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス提供組織の経営の実際 ○ 適切なサービス提供体制の確保 ○ 働きやすい労働環境の整備 ○ 福祉サービスの管理運営の実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の理解 ・ その他 ・ スーパービジョン体制 ・ サービスマネジメント ・ チームアプローチ ・ 苦情対応、リスクマネジメントの方法 ・ その他 ・ キャリアパス ・ OJTやOFF-JT ・ 育児・介護休業 ・ メンタルヘルス対策 ・ その他

4-a 社会保障(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)について理解する。 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 社会保障制度の体系と概要について理解する。 年金保険制度及び医療保険制度の具体的な内容について理解する。 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。 	<p>① 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源と費用</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態の変化、少子高齢化 ○ 労働環境の変化 ○ 社会保障の概念と範囲 ○ 社会保障の役割と意義 ○ 社会保障の理念 ○ 社会保障の対象 ○ 社会保障制度の発達 ○ 社会保障の財源 ○ 社会保障給付費 ○ 国民負担率 ○ 社会保険の概念と範囲 ○ 社会扶助の概念と範囲 ○ 公的施策と民間保険の現状 ○ 年金保険制度の概要 ○ 医療保険制度の概要
		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画 ワークライフバランス その他
		<ul style="list-style-type: none"> 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 その他
		<ul style="list-style-type: none"> 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 その他
		<ul style="list-style-type: none"> 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度の概要 ○ 労災保険制度の概要 ○ 雇用保険制度の概要 ○ 社会福祉制度の概要 ○ 生活保護制度の概要 ○ 家族手当制度の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他 	
⑦ 年金保険制度の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金 ○ 厚生年金 ○ 各種共済組合の年金 		
⑧ 医療保険制度の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険 ○ 健康保険 ○ 各種共済組合の医療保険 		
⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進諸国における社会保障制度の概要 		

4-b 高齢者に対する支援と介護保険制度(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)について理解する。 ・ 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ・ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ・ 終末期ケアの在り方(人間観や倫理を含む。)について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。 	<p>① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)</p> <p>② 高齢者福祉制度の発展過程</p> <p>③ 介護の概念や対象</p> <p>④ 介護予防</p> <p>⑤ 介護過程</p> <p>⑥ 認知症ケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 高齢者の福祉需要 ○ 高齢者の介護需要 ○ 高齢者福祉制度の発展過程 ○ 介護の概念と範囲 ○ 介護の理念 ○ 介護の対象 ○ 介護予防の必要性 ○ 介護予防プランの実際 ○ 介護過程の概要 ○ 介護の技法 ○ 認知症ケアの基本的考え方 ○ 認知症ケアの実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の実態、高齢者の地域移行や就労の実態 ・ その他 ・ 要介護高齢者の実態、認知症高齢者の実態 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑦ 終末期ケア</p> <p>⑧ 介護と住環境</p> <p>⑨ 介護保険法</p> <p>⑩ 介護報酬</p> <p>⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終末期ケアの基本的考え方 ○ 終末期ケアにおける人間観と倫理 ○ 終末期ケアの実際 ○ 介護のための住環境 ○ 介護保険法の概要 ○ 介護報酬の概要 ○ 国の役割 ○ 市町村の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 指定サービス事業者の役割 ○ 国民健康保険団体連合会の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の目的、保険者と被保険者、保険料、要介護認定の仕組みとプロセス、居宅サービスの種類、施設サービスの種類、住宅改修の種類、地域支援事業、苦情処理、審査請求、介護保険制度の最近の動向 ・ その他 ・ 介護予防とりハビリテーションの推進 ・ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ・ 医療と介護の機能分担、連携強化 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
	<p>⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際</p> <p>⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際</p> <p>⑭ 地域包括支援センターの役割と実際</p> <p>⑮ 老人福祉法</p> <p>⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度における公私 の役割関係 ○ 介護支援専門員の役割 ○ 訪問介護員の役割 ○ 介護職員の役割 ○ 福祉用具専門相談員の役 割 ○ 介護相談員、認知症サポー ターの役割 ○ 介護認定審査会の委員、認 定調査員の役割 ○ 要介護認定時における連携 ○ サービス利用時における連 携 ○ 地域包括支援センターの組 織体系 ○ 地域包括支援センターの活 動の実際 ○ 老人福祉法の概要 ○ 高齢者虐待の定義 ○ 虐待予防の取り組み ○ 虐待発見時の対応
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域トータルケアシステム ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉法に基づく措置 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
	<p>⑯ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>⑰ 高齢者の居住の安定確保に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要 ○ 高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅 ○ 高齢者居住支援センターの役割

4-c 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・ 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。 	<p>① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要</p> <p>② 障害者福祉制度の発展過程</p> <p>③ 障害者自立支援法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 障害者の福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。） ○ 障害者福祉制度の発展過程 ○ 障害者自立支援法の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉・介護需要の実態 ・ 障害者の地域移行や就労の実態 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の役割 ○ 市町村の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 指定サービス事業者の役割 ○ 国民健康保険団体連合会の役割 ○ 労働関係機関の役割 ○ 教育機関の役割 ○ 障害者自立支援制度における公私の役割関係 <p>⑤ 障害者自立支援法における専門職の役割と実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援専門員の役割 ○ サービス管理責任者の役割 ○ 居宅介護従業者の役割 <p>⑥ 障害者自立支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療関係者との連携 ○ 精神保健福祉士との連携 ○ 障害程度区分判定時における連携 ○ サービス利用時における連携 ○ 労働関係機関関係者との連携 ○ 教育機関関係者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク ・ その他 ・ 特別支援学校 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑦ 相談支援事業所の役割と実際</p> <p>⑧ 身体障害者福祉法</p> <p>⑨ 知的障害者福祉法</p> <p>⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>⑪ 発達障害者支援法</p> <p>⑫ 障害者基本法</p> <p>⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律</p> <p>⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所の組織体系 ○ 相談支援事業所の活動の実際 ○ 身体障害者福祉法の概要 ○ 知的障害者福祉法の概要 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要 ○ 発達障害者支援法の概要 ○ 障害者基本法の概要 ○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要 ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他 ・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他 ・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他 ・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他

4-d 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)の実態を含む。)について理解する。 ・児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。 ・児童の権利について理解する。 ・相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。 	<p>① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際</p> <p>② 児童・家庭福祉制度の発展過程</p> <p>③ 児童の定義と権利</p> <p>④ 児童福祉法</p> <p>⑤ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 児童・家庭の福祉需要(一人親家庭、児童虐待、家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。) ○ 児童・家庭福祉制度の発展過程 ○ 児童の定義 ○ 児童の権利 ○ 児童福祉法の概要 ○ 児童虐待の防止等に関する法律の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行 ・いじめ ・少年犯罪 ・家庭の育児機能の低下 ・その他
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童・家庭の福祉需要の実態、一人親家庭の実態、児童虐待の実態、家庭内暴力(D.V)の実態、地域における子育て支援及び青少年育成の実態 ・その他
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の目的、児童福祉施設の種類、里親制度、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向 ・その他
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法の目的、児童虐待の定義、虐待予防の取り組み、虐待発見時の対応 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)</p> <p>⑦ 母子及び寡婦福祉法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 ○ 母子及び寡婦福祉法の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ D.V法の目的、D.Vの定義、家庭内暴力発見時の対応 ・ その他 ・ 母子寡婦福祉法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子寡婦福制度に係る財源、母子寡婦福祉サービスの最近の動向 ・ その他
	<p>⑧ 母子保健法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健法の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源、母子保健サービスの最近の動向 ・ その他
	<p>⑨ 児童手当法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当法の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の種類、児童手当に係る財源、児童手当制度の最近の動向 ・ その他
	<p>⑩ 児童扶養手当法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当法の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源、児童扶養手当制度の最近の動向 ・ その他
	<p>⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源、特別児童扶養手当制度の最近の動向 ・ その他
	<p>⑫ 次世代育成支援対策推進法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代育成支援対策推進法の概要 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>⑬ 少子化社会対策基本法</p> <p>⑭ 売春防止法</p> <p>⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際</p> <p>⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際</p> <p>⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化社会対策基本法の概要 ○ 売春防止法の概要 ○ 国の役割 ○ 市町村の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 家庭裁判所の役割 ○ 民生委員と児童委員の役割 ○ 児童・家庭福祉制度における公私の役割関係 ○ 保育士の役割 ○ 家庭支援専門相談員の役割 ○ 医療関係者との連携 ○ 教育関係者との連携 ○ 労働施策関係者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑯ 児童相談所の役割と実際	<input type="radio"/> 児童相談所の組織体系 <input type="radio"/> 児童相談所と市町村の連携 <input type="radio"/> 児童相談所の活動の実際	

4-e 低所得者に対する支援と生活保護制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際にについて理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ・ 自立支援プログラムの意義とその実について理解する。 	<p>① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際</p> <p>② 生活保護制度</p> <p>③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際</p> <p>④ 生活保護制度における専門職の役割と実際</p> <p>⑤ 生活保護制度における他職種連携、ネットワーキングと実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要 ○ 生活保護費と保護率の動向 ○ 生活保護法の概要 ○ 国の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 市町村の役割 ○ ハローワークの役割 ○ 現業員の役割 ○ 査察指導員の役割 ○ 保健医療との連携 ○ 労働施策との連携 ○ その他の施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 ・ その他 ・ 生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向 ・ 生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	<input type="radio"/> 福祉事務所の組織体系 <input type="radio"/> 福祉事務所の活動の実際	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	<input type="radio"/> 自立支援プログラムの目的 <input type="radio"/> 自立支援プログラムの作成過程と方法 <input type="radio"/> 自立支援プログラムの実際	
	⑧ 低所得者対策	<input type="radio"/> 生活福祉資金の概要 <input type="radio"/> 低所得者に対する自立支援の実際 <input type="radio"/> 無料低額診療制度	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	<input type="radio"/> 公営住宅	
	⑩ ホームレス対策	<input type="radio"/> ホームレス自立支援法の概要	

4-f 保健医療サービス(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動において必要となる医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む。)や保健医療サービスについて理解する。 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。 	<p>① 医療保険制度</p> <p>② 診療報酬</p> <p>③ 保健医療サービスの概要</p> <p>④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際</p> <p>⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向 ○ 診療報酬制度の概要 ○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要 ○ 医師の役割 ○ インフォームドコンセントの意義と実際 ○ 保健師、看護師等の役割 ○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割 ○ 医療ソーシャルワーカーの役割 ○ 医師、保健師、看護師等との連携 ○ 地域の社会資源との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費制度の概要 ・ その他 ・ 多様な居住の場における在宅療養 ・ ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ・ その他 ・ 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ・ その他 ・ 医療ソーシャルワーカーの業務指針 ・ その他 ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ 医療チームアプローチの実際 ・ その他 ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他

4-g 就労支援サービス(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 就労支援分野との連携について理解する。 	<p>① 雇用・就労の動向と労働施策の概要</p> <p>② 就労支援制度の概要</p> <p>③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用・就労の動向 ○ 労働法規の概要 ○ 生活保護制度における就労支援制度 ○ 障害者福祉施策における就労支援制度 ○ 障害者雇用施策の概要 ○ 国の役割 ○ 市町村(福祉事務所)の役割 ○ 都道府県の役割 	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場の動向 ライフスタイルに応じた多様な働き方 障害者の雇用・就労を取り巻く情勢 その他 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護授産施設 社会適応訓練事業 自立支援プログラム ハローワークの取組 その他 <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業 就労継続支援事業A型 就労継続支援事業B型 その他 <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率制度、職業リハビリテーションの実施体制等 その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>○ ハローワークの役割と活動の実際</p> <p>○ 職業リハビリテーション機関の役割と活動の実際</p> <p>○ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の役割</p> <p>○ 生活保護制度に係る専門職の役割</p> <p>○ 障害者福祉施策に係る専門職の役割</p> <p>○ 職業リハビリテーションに係る専門職の役割</p> <p>○ ハローワークとの連携(生活保護制度関係)</p> <p>○ 障害者雇用施策との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークにおける障害者の職業相談・職業紹介 ・地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーション ・障害者就業・生活支援センターの取組 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現業員の役割 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者の役割 ・就労支援員の役割 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者(ジョブコーチ) ・障害者職業カウンセラー ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度におけるハローワークとの連携の方法、連携の実際 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・職業リハビリテーション機関との連携の方法、連携の実際 ・その他 	
	<p>④ 就労支援に係る専門職の役割と実際</p> <p>⑤ 就労支援分野との連携と実際</p>		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		<input type="radio"/> 障害者福祉施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設との連携の方法、連携の実際 ・ その他
		<input type="radio"/> 教育施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校との連携の方法、連携の実際 ・ その他

4-h 権利擁護と成年後見制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わりについて理解する。 ・相談援助活動において必要となる成年後見制度(後見人等の役割を含む。)について理解する。 ・成年後見制度の実際について理解する。 ・社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 	<p>① 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談援助活動において想定される法律問題 ○ 日本国憲法の基本原理の理解 ○ 民法の理解 ○ 行政法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用と契約 ・消費者被害と消費者保護 ・自己破産 ・借家保証 ・行政処分と不服申立 ・その他 ・基本的人権の尊重 ・その他 ・契約 ・不法行為 ・親族 ・相続 ・その他 ・行政行為 ・行政事件手続 ・情報公開 ・その他
	<p>② 成年後見制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見の概要 ○ 保佐の概要 ○ 補助の概要 ○ 任意後見 ○ 民法における親権や扶養の概要 ○ 成年後見制度の最近の動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人の行為能力 ・成年後見人の役割 ・その他 ・被保佐人の行為能力 ・保佐人の役割 ・その他 ・補助人の役割 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>③ 日常生活自立支援事業</p> <p>④ 成年後見制度利用支援事業</p> <p>⑤ 権利養護に係る組織、団体の役割と実際</p> <p>⑥ 権利擁護活動の実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業の概要 ○ 成年後見制度利用支援事業の概要 ○ 家庭裁判所の役割 ○ 法務局の役割 ○ 市町村の役割(市町村申立) ○ 弁護士の役割 ○ 司法書士の役割 ○ 社会福祉士の活動の実際 ○ 認知症を有する者への支援の実際 ○ 消費者被害を受けた者への対応の実際 ○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際 ○ アルコール等依存者への対応の実際 ○ 非行少年への対応の実際 ○ ホームレスへの対応の実際 ○ 多問題重複ケースへの対応の実際 ○ 障害児・者への支援の実際 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員の役割 ・ 生活支援員の役割 ・ 日常生活自立支援事業の最近の動向 ・ その他

4-i 更生保護制度(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ・更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ・刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。 	<p>① 更生保護制度の概要</p> <p>② 更生保護制度の担い手</p> <p>③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事司法の中の更生保護 ○ 保護観察 ○ 生活環境調整 ○ 仮釈放等 ○ 更生緊急保護 ○ 恩赦 ○ 被害者等支援 ○ 犯罪予防 ○ 保護観察官 ○ 保護司 ○ 更生保護施設 ○ 民間協力者 ○ 檢察庁との連携 ○ 裁判所との連携 ○ 矯正施設との連携 ○ 就労支援機関・団体との連携 ○ 福祉機関・団体との連携 ○ その他の民間団体との連携

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	<p>④ 医療観察制度の概要</p> <p>⑤ 更生保護における近年の動向と課題</p>	<input type="radio"/> 生活環境調査 <input type="radio"/> 生活環境調整 <input type="radio"/> 精神保健観察 <input type="radio"/> 関係機関・団体との連携	

I —③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 短期養成施設における教育カリキュラムについては、**従来の福祉系大学等において基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の実務経験を有する行政職や社会福祉主事を対象とするものである**ことから、**実習・演習など、実践力の向上に重点を置いた教育カリキュラム**とする。

	時間
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (60 h)	
現代社会と福祉	60 h
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (120 h)	
相談援助の理論と方法	120 h
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (60 h)	
地域福祉の理論と方法	60 h
実習・演習 (420 h)	
相談援助演習	150 h
相談援助実習指導	90 h
相談援助実習	180 h
合計	660 h

Ⅱ 教員(実習・演習を除く。)

II—① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	<ul style="list-style-type: none">○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。 <table border="1"><thead><tr><th>学生総定員の区分</th><th>専任教員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>80人まで</td><td>3</td></tr><tr><td>81人から200人まで</td><td>$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td></tr><tr><td>201人以上</td><td>$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td></tr></tbody></table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

2 専任教員の要件

- 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

※ 教務主任に関する規定は変更しない。

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>相談援助の理論と方法又は相談援助演習を</u>、1人は<u>相談援助実習指導又は相談援助実習</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度</u>を、1人は<u>相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を</u>、1人は<u>相談援助実習又は相談援助実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を</u>、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論を</u>、1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を</u>、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導を教授できる者</u>であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

II-② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、**実践力の高い社会福祉士を養成する観点から**、現行の教員要件を踏まえつつ、
 - ① 様々な福祉サービスの現場で実際に活動している**社会福祉士を広く活用できるよう**にすること
 - ② 従来管理職に限られていた**国の行政機関又は地方公共団体の職員**について、**5年**の**実務経験**があれば、管理職である(であった)か否かにかかわらず、教授できる**ように**すること
 - ③ 「人体の構造と機能及び疾病」について、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できる**ように**すること
といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)
【一般養成施設・短期養成施設共通】

(1) 見直し案の概要

- 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員（経験者を含む。）
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - ⑧ 5年以上の実務経験を有する看護師等
- のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

(見直し後の科目ごとの教員要件)

(注)科目名は全て仮称	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師	5年以上の実務経験を有する看護師等	5年以上の実務経験を有する介護福祉士
人体の構造と機能及び疾病			○			○	○	
心理学理論と心理的支援	○	○	○					
社会理論と社会システム	○	○	○					
現代社会と福祉	○	○	○					
社会調査の基礎	○	○	○					
相談援助の基盤と専門職	○	○	○		○			
相談援助の理論と方法	○	○	○		○			
地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	○			
福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	○			
福祉サービスの組織と経営	○	○	○					
社会保障	○	○	○					
高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	○	○	○		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	○			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	○	○	○			
低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	○			
保健医療サービス	○	○	○	○	○			
就労支援サービス	○	○	○	○	○			
権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	○			
更生保護制度	○	○	○	○	○			

(2)見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p>各科目の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとすること。</p> <p>ただし、エに掲げる高齢者に対する支援と介護保険制度については、少なくとも1人以上はエの(力)に該当する者でなければならないものとする。</p> <p>ア 人体の構造と機能及び疾病</p> <p>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(イ)医師</p> <p>(ウ)保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者</p> <p>イ 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、福祉サービス組織と経営、社会保障</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p>	<p>各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のとおりとする。</p> <p>ア 社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論、公的扶助論及び地域福祉論</p> <p>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p> <p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(社会福祉原論を除く。)</p> <p>イ 社会福祉援助技術論</p> <p>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>

見直し案	現行
<p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>ウ 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</p> <p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</p> <p>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>エ 高齢者に対する支援と介護保険制度</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</p> <p>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>	<p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>(エ)社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>(オ)社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</p> <p>ウ 心理学、社会学及び法学</p> <p>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</p> <p>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p> <p>(ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>エ 医学一般 原則、内科医師</p> <p>オ 介護概論 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者</p>

見直し案

現行

(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者

(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(カ)介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者

オ 地域福祉の理論と方法、福祉行政財政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、就労支援サービス、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度

(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

見直し案

現行

(工)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(才)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

【経過措置】

○ 平成21年3月31日において、旧基準(国の行政機関又は地方公共団体における当該科目に関する業務に3年以上従事した経験があつて、管理職以上の経験を有するもの)に該当する者として現に科目担当教員であるものについては、工の(工)及び才の(工)の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、「5年以上」とあるのは「3年以上」と読み替えるものとする。

○ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度の教員の資格要件については、才の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、養成施設等が当該科目を教授するのに適當と認めた者とするとができるものとする。

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の社会福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 内科医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
- のいずれかに該当する教員を確保しなければならないこととされている。

(現行の科目ごとの教員要件)

	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	内科医師	5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
社会福祉原論	○	○	○				
老人福祉論	○	○	○	○			
障害者福祉論	○	○	○	○			
児童福祉論	○	○	○	○			
社会保障論	○	○	○	○			
公的扶助論	○	○	○	○			
地域福祉論	○	○	○	○			
社会福祉援助技術論	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術演習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習指導	○	○	○	○	○		
心理学	○	○	○				
社会学	○	○	○				
法学	○	○	○				
医学一般					○		
介護概論						○	

III 施設設備

III—① 設置主体

- 社会福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</u></p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</p>

III-② 土地及び建物

○ 建物(校舎)については、運用上、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、**借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。**

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備えつけを完了すること。<u>なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</u></p> <p>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。</p> <p>ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備えつけを完了すること。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。</p> <p>ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>

III—③ 1学級の定員

- 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、**養成施設の裁量により決定できるように改める。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>少なくとも1以上の学級を設けること。</u>	1学級の定員は、40人以下であること。

III—④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、**大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。**
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 同時に授業を行うために必要な数の普通教室を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>	<p>① 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>

(ex.) 1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈現行〉 普通教室2室(40人×2室)以上が必要 → 〈見直し後〉 普通教室1室(80人×1室)でも可。

III—⑤ IT機器の設置

- 社会福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、**パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加する。【一般養成施設・短期養成施設共通】**

見直し案	現行
<p><u>授業において、学生がパソコン等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。</u></p>	規定なし

III—⑥ 図書室

- 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、
図書の具体的な数量は示さないこととする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</u></p> <p>④ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u></p>	<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</u></p>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P102)

III-⑦ 演習室と実習指導室の共用

- 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、**授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② <u>少なくとも学生20人につき1室の割合で実習指導を行うための実習指導室を有すること。</u> ただし、<u>授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</u></p>	<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② 社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。</p>

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
昼間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり 1.65m^2 (内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	演習室の1/2以上に視聴覚機器
	実習指導室	社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。	
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	

※ 大学については、この基準は適用されず、「大学等設置基準」等が適用されることとなる。

IV 実習・演習

IV—① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

5—a 相談援助演習(150時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none">相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例(集団に対する相談援助事例を含む。)を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none">● 社会的排除● 虐待(児童・高齢者)● 家庭内暴力(D.V)● 低所得者● ホームレス● その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む。) <p>オ エに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">● インテーク● アセスメント● プランニング● 支援の実施● モニタリング● 効果測定● 終結とアフターケア

シラバスの内容

ねらい	含まれるべき事項
	<p>力 オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 <p>キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービスの評価 <p>(2) 相談援助実習後に行うこと</p> <p>相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

(注1)相談援助の知識と技術に係る科目として主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」などの科目。

(注2)相談援助演習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

5－b 相談援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助実習の意義について理解する。 ・ 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ・ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ・ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 	<p>○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>ア 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 実際に実習を行う実習分野(利用者理解含む。)と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解</p> <p>エ 現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。)</p> <p>オ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解</p> <p>カ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解(個人情報保護法の理解を含む。)</p> <p>キ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>ク 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>ケ 巡回指導</p> <p>コ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>サ 実習の評価全体総括会</p>

(注1)相談援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

(注2)実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

(注3)実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

5-c 相談援助実習(180時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none">相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	<p>① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価</p> <p>オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。</p>

(注)相談援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- 実習先は、巡回指導が隨時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

IV—② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、
- ① 5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
② これら以外の者については、「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<p><u>相談援助演習、相談援助実習及び相談援助実習指導</u></p> <p>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として<u>5年以上担当した経験のある者</u></p> <p>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を<u>5年</u>以上担当した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの <u>(年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。)</u></p>	<p><u>社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導</u></p> <p>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として<u>選考された者</u></p> <p>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を<u>3年</u>以上担当した経験のある者</p> <p>③ <u>大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p>④ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>⑤ <u>社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</u></p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>○ 平成21年3月31において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成24年3月31までの間、引き続き実習・演習を担当することができるものとする。</p>	

IV—③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、**養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこと**とされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、大学も含め、**演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこと**とする。

見直し案	現行
<p>① <u>相談援助演習及び相談援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</u></p> <p>② <u>大学等にあっては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</u></p>	<p><u>社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</u></p>

IV—④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れができるよう、実習施設等が同時に受け入れができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<p><u>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</u></p>	<p>社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあっては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。</p>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

〈現行〉 A施設 5人	→	〈見直し後〉 A施設 (実習指導者a) 5人
B施設 5人		(実習指導者b) 5人
C施設 5人		(実習指導者c) 5人
D施設 5人		小計15人
		B施設 (実習指導者d) 5人
合計 20人		合計20人

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、
実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。

見直し案	現行
<p>① 実習指導者は、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者<u>であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものであること。</u></p>	<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>② ①の規定にかかわらず、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかの要件に該当する者であっても差し支えないものとする。</p> <p>ア 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>イ 平成21年3月31日までの間に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>	

IV—⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行わなければならない要件を緩和する。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② <u>実習は、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</u></p> <p>③ 実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。 ただし、これにより難い場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</p> <p>④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること</p> <p>② 実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</p> <p>③ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

IV—⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事する者について、その負担を軽減し、社会福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、**実習及び実習指導が免除される取扱いを維持する。**

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 相談援助実習及び相談援助実習指導 の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導 の履修を免除することができる。

V 通信課程

V—① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育内容については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、講義系科目に係る面接授業は行わないこととする一方、実習指導及び演習に関する面接授業の充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(通信課程における教育内容)

科目名	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
人体の構造と機能及び疾病	30h		90h				
心理学理論と心理的支援	30h		90h				
社会理論と社会システム	30h		90h				
現代社会と福祉	60h		180h			180h	
社会調査の基礎	30h		90h				
相談援助の基盤と専門職	60h		180h				
相談援助の理論と方法	120h		360h			360h	
地域福祉の理論と方法	60h		180h			180h	
福祉行政財政と福祉計画	30h		90h				
福祉サービス組織と経営	30h		90h				
社会保障	60h		180h				
高齢者に対する支援と介護保険制度	60h		180h				
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30h		90h				
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h		90h				
低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h				
保健医療サービス	30h		90h				
就労支援サービス	15h		45h				
権利擁護と成年後見制度	30h		90h				
更生保護制度	15h		45h				
相談援助演習	150h	45h	405h		45h	405h	
相談援助実習指導	90h	27h	243h		27h	243h	
相談援助実習	180h			180h			180h
合計	1,200h	72h	2,988h	180h	72h	1,368h	180h

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

科目	通学課程	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
社会福祉原論	60h	6h	162h				
老人福祉論	60h	6h	162h				
障害者福祉論	60h	6h	162h				
児童福祉論	60h	6h	162h				
社会保障論	60h	6h	162h				
公的扶助論	30h	3h	81h				
地域福祉論	30h	3h	81h				
社会福祉援助技術論	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術演習	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術現場実習	180h			90h			90h
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	5h	120h		5h	120h	
心理学	30h	3h	81h				
社会学	30h	3h	81h				
法学	30h	3h	81h				
医学一般	60h	6h	162h		6h	162h	
介護概論	30h	3h	81h		3h	81h	
合計	1, 050h	83h	2, 226h	90h	38h	1, 011h	90h

V—② 教育方法に関する基準

- 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、**面接授業(スクーリング)**については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1)正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2)統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3)自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② <u>面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</u></p> <p>(1)社会福祉士養成施設</p> <p>(2)社会福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1)正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2)統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3)自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p>
<p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p>	<p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p>
<p>(2) 添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p>	<p>(2) 添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p>
<p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、<u>当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。(相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。)</p>	<p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第三に定める科目毎に、面接授業時に<u>試験等を実施する</u>とともに、印刷教材による授業の時間数<u>81時間</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。 (社会福祉<u>援助</u>技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導は除く。)</p>
<p>⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p>	<p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p>
<p>※ 添削指導者</p>	<p>※ 添削指導者</p>
<p>各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p>	<p>各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p>
<p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>	<p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>
<p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>	<p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>
<p>⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>⑦ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

V—③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>事務職員を有すること。</u> <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u></p>	規定なし

VI 情報公開

VI 情報公開

- 社会福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、**新たに情報開示を行うものとする。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の社会福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、介護福祉士については、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

○ 社会福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

VII—① 実務経験の範囲の拡大

1. 就労支援分野に従事する者の位置付け

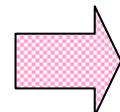
- 昨今の福祉サービス現場においては、自立した日常生活を支える観点から、就労支援の重要性が高まっていることから、新たに実務経験の対象施設として、障害者就業・生活支援センター等を位置付けることとする。

【現行】

- ・ 障害者就業・生活支援センター等における職員については、実務経験の対象となっていない。

【見直し案】

- ・ 次に掲げる施設において、相談援助を行う専任の職員を実務経験の対象とする。
 - ① 障害者就業・生活支援センター
 - ② 地域障害者職業センター、広域障害者職業センター
 - ③ 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金の支給対象となっている施設等
 - ④ 発達障害者支援センター



2. 児童養護施設等の保育士の位置付け

○ 児童養護施設等に配置される保育士については、当該施設が行うサービスの内容として生活指導や職業指導等に係る相談援助業務が制度的に位置付けられている（最低基準において明記されている）ことから、現行、既に実務経験として認められている児童指導員と同様に、保育士についても実務経験を認めることとする。

なお、対象となる施設は、児童福祉施設のうち、生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられているものに限るものとする。

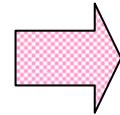
【現行】

- ・ 児童養護施設等における保育士については、実務経験の対象となっていない。

【見直し案】

- ・ 生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられている次に掲げる施設に配置されている保育士についても実務経験の対象とする。

- ① 乳児院（児童指導員を含む。）
- ② 児童養護施設
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 知的障害児施設
- ⑤ 知的障害児通園施設
- ⑥ 盲ろうあ児施設
- ⑦ 肢体不自由児施設
- ⑧ 重症心身障害児施設
- ⑨ 重症心身障害児通園事業



(参考1) 現行の実務経験の対象施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人短期入所施設 ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・指定通所介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防通所介護(基準該当を含む。) ・指定短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定居宅介護支援 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・有料老人ホーム ・指定特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・地域密着型特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者総合相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者生活支援事業 ・身体障害者自立支援事業 ・知的障害者更生相談所 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者福祉工場 ・知的障害者通勤寮 ・療育等支援事業 ・地域障害者生活支援事業 ・のぞみの園 ・精神保健福祉センター ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 ・精神障害者地域生活支援センター ・精神障害者退院促進支援事業 ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・障害者デイサービス ・短期入所 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業 ・点字図書館 ・聴覚障害者情報提供施設 ・障害者110番 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童自立生活援助事業 ・短期入所生活援助事業、夜間養護等事業 ・地域子育て支援事業 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス ・心身障害児総合通園センター ・国立病院委託病床 ・重症心身障害児(者)通園事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供的施設 ・福祉事務所 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター ・隣保館 ・地域福祉権利擁護事業 ・市区町村社会福祉協議会 ・地方更生保護委員会・保護観察所 ・更生保護施設 ・労災特別介護施設 ・地域福祉センター ・ホームレス相談推進業務 ・ホームレス自立支援センター ・家庭支援電話相談事業 ・ヴェトナム難民収容所 ・子供家庭相談事業 ・乳幼児健全育成相談事業 ・すこやかテレホン事業 ・知的障害者専門相談事業

VII-③ 実習施設の範囲に関する見直し

- 現行制度においては、実務経験の対象施設において実務経験を有する者については、社会福祉士養成施設における実習が免除されることとされているが、実務経験の対象施設と実習施設の範囲を比較すると、実務経験の対象施設の範囲の方が広く、必ずしも両者の整合性が確保されていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とが原則として一致（現に廃止されている施設を除く。）するよう、見直しを行う。

【現行】

- ・ 例えば、精神障害者関係施設については、実務経験の対象施設の範囲には位置付けられていながら、実習施設の範囲には位置付けられていない。

【見直し案】

- ・ 実務経験の対象施設の範囲と実習施設の範囲を原則として一致させる。

※ 実務経験の対象施設に位置付けられていながら、実習施設に位置付けられていないものであって、新たに実習施設として位置付けるもの（①）や実務経験の対象施設及び実習施設の双方に新たに位置付けるもの（②）

- ① 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、**指定小規模多機能型居宅介護**、**指定通所リハビリテーション**、**指定短期入所生活介護**、**指定短期入所療養介護事業所**、**指定認知症対応型共同生活介護**、**指定特定施設入居者生活介護**、**指定居宅介護支援事業所**、**ホームレス自立支援センター**
- ② 更生保護施設、**広域障害者職業センター**、**地域障害者職業センター**、**障害者就業・生活支援センター**、一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 等

(参考2) 現行の実習施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター ・老人デイサービス事業 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ※ 上記については、主として身体障害者又は知的障害者に行うものに限る。 ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・旧身体障害者更生施設 ・旧身体障害者療護施設 ・旧身体障害者授産施設 ・知的障害者更生相談所 ・旧知的障害者更生施設 ・旧知的障害者授産施設 ・旧知的障害者通勤寮 ・のぞみの園 ・障害者デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・指定医療機関 ・児童デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・福祉事務所 ・市区町村社会福祉協議会 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター

VIII 転入学等の取扱い

VIII 転入等の取扱い

- 現行制度においては、社会福祉士養成施設から他の社会福祉士養成施設への転入学等が認められていないが、**教育内容が同等であることを前提として、単位互換を認め、これが可能となる仕組みとする。**
- 単位互換を行うに当たっては、大学又は社会福祉士養成施設が、**当該大学等における開講科目の教育内容と既修得科目の教育内容とを比較した上で、当該大学等が同等と認めた場合であって、当該大学等における開講科目として履修認定を行う場合に限るものとする。**
- ただし、**相談援助実習と相談援助実習指導**については、両科目を一体として行うことにより、教育効果が見込まれることから、いずれか一方の科目のみの**単位互換は認めないものとする。**

	他の大学への転入学等	他の社会福祉士養成施設への転入学等	他の資格の養成施設への転入学等
大学において既習得科目がある場合	○	✗ → ○	一※
社会福祉士養成施設において既修得科目がある場合	○	✗ → ○	一※
他の資格の養成施設において既修得科目がある場合	○	✗ → ○	一※

(注) ※印については、当該他の資格の養成施設の指定基準等において、転入学等が認められているか否かによる。

IX 施行期日

IX 施行期日

- 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成21年4月1日から施行する。
 - 「I 教育カリキュラム等の内容」
 - 「II 教員」
 - 「III 施設設備」
 - 「IV 実習・演習」
 - 「V 通信課程」
 - 「VI 情報公開」
 - 「VII 転入学等の取扱い」
- 「VII 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成20年度試験(平成21年1月に実施予定)から施行する。